

# 天皇の戦争責任に関する覚書（完）

——大太平洋戦争を中心に——

小 松 和 生

はじめに

## I 開戦決定過程

- (1) 7月2日「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」
- (2) 9月6日「帝国国策遂行要領」
- (3) 11月5日「帝国国策遂行要領」
- (4) 12月1日御前会議の決定……（以上前号）

## II 戦争遂行過程……（以下本号）

- (1) 戦果拡大期
- (2) 戦局転換・後退期

## III 降伏決定過程

- (1) 近衛上奏文と天皇の対応
- (2) 国体護持と本土決戦論

むすびにかえて

## II 戦争遂行過程

### (1) 戦果拡大期

#### ① 初期戦勝と天皇の歓喜

1941(昭和16)年12月8日に日本軍はマレー半島上陸を開始し、ハワイ真珠湾を攻撃して以降、同10日にはマレー沖海戦を経て、翌1942(昭和17)年1月2日にはマニラを占領し、同14日にビルマへ進撃、2月15日にはシンガポールを占領した。このように対米英開戦直後の一定の戦勝がつづく中で、対中国戦線での決着をはかるために大作戦を展開しようという気運が生れてくる。次の天皇の下問は、そのような気運の中で同2月9日の杉山参謀総長による対中国「作戦関係上奏」の際に行われたものである。<sup>(1)</sup>

「オ上 重慶政權モ段々弱ッテ来テ居ル様タカ閻錫山モ、モウ此方へ来ルノデ  
ハナイカ其後ドウナッテイルカ

総長 閻錫山工作ハ其ノ後モ引続イテヤッテ居リマスカ今日迄ノ工作ノ経過ヲ見マスルニ閻ハヤハリ支那式ノ日和見テ時間ヲ引延ハシテソノ間ニ出来ルタケ日本側カラ都合ノヨイ条件ヲ取り付ケ様トシテ居ル様ニ思ハレマス大体之ノ工作ニ就テハ最初少シ焦リ過キタ様ニ思ヒマス從ッテ閻カ我カ方ノ足下ヲ見テ条件ヲ有利ニシャウトシテ来タモノノ様ニ思ハレマススケレドモ今後ハ一般情勢カ有利ニ進ムト思ハレマスカラ先方カラ手ヲ出ス様ニナルカモ知レマセヌ

此方トシテハソウ言フ風ニ工作シテ行キタイト思ヒマス

オ上 ソレモソウダネ

オ上 新聞ニ慶洲作戰ヲヤッタ様ニ出テ居ルカアレハドウシタノカ

総長 アレハ第二十三軍ノオコナッタ作戰デアレダケデナク他ノ方面デモ色々ヤッテ居ル作戰ト関連シタモノデ御座イマス

オ上 今度ノ第十独立守備隊ハ何処ヘヤルノカアレハ直クニ比島ニヤルノカ

総長 之カラ編成シ訓練ヲシテ更ニ隊長ノ掌握下ニシッカリ入ッテ後デナケレバアチラニヤルコトハ出来マセン第六十五旅団ヲ直ク持つテ行ッテ結界<sup>(ママ)</sup>ハアノ通りテ苦イ経験ヲ再ヒ掌メナイ様ニシタイト思ヒマス」

1940(昭和15)年3月の汪兆銘南京政權樹立以降つづけられた重慶(国民)政府との謀略的な和平工作(桐工作)が失敗し、結局、同年11月汪政權との間

で、国民政府との和平を絶望化させる日華基本条約が締結されたが、それ以降いわゆる三光作戦が強行され、日米開戦に至って対中国戦線は漸次足枷化してきたのである。そうした脈絡の中で閩錫山工作やフィリピン派兵など、上記のような天皇の先見的とも言える下問が行われたのであり、したがって、それは太平洋戦争促進を督励することになるものであったとすることができよう。事実、参謀総長杉山元は、天皇の下問に対して「陛下ハ直ク先ヲ見透ウシテ細カイ問題マテモ御下問ニナルコトカアル故派生的問題ニ就テモ口頭ヲ以テ奉答申上ケル様各種ノ問題ニ付キ準備シオキタキモノナリ」と感想を述べて、多少ともたじろぎ気味であったことを告白している。

天皇の鋭い下問が行われた直後の2月15日に、日本軍はシンガポールを占領してイギリス軍を降伏させるが、このときの天皇の様子について、内大臣木戸幸一は翌16日の日記に「陛下にはシンガポールの陥落を聴し召され天機殊の外麗しく、次々に赫々たる戦果の挙がるについても、木戸には度々云ふ様だけど、全く最初に慎重に充分研究したからだとつくづく思ふとの仰せり。真に感泣す。」と記しており、<sup>(2)</sup>戦果に小踊りして歡喜する天皇の姿をうかがうことができる。

こうした初期の戦果はさらにつづき、3月1日には日本軍はジャワ島に上陸、同5日にはバタヴィアを占領した。このような日本軍の当初の進撃に対して、木戸は3月9日付の日記にも「竜顔殊の外麗しくにこにこと遊され『余り戦果が早く挙り過ぎるよ』との仰せあり。七日ジャバ方面にてバンドンの敵軍は降伏を申出で、目下軍は蘭印の全面降伏に導かんとしつつあり、スラバヤの敵軍も降伏し、又ビルマ方面にてはラングーンも陥落せりとの御話あり。真に御満悦の御様子を拝し、感激の余り頓には慶祝の言葉も出ざりき」と天皇の様子を描写しており、<sup>(3)</sup>これらの証言だけからも、天皇＝平和主義者論なるものがとんだ珍論であることを図らずも露呈させているのである。

## ② 戦果拡大政策の推進

本戸日記にも記されていたように3月9日にはジャワのオランダ軍も降伏し、初期戦果のつづく中で、同7日に大本営・政府連絡会議は「今後採ルベキ戦争指導ノ大綱」とそれに対応した「世界情勢判断」とを決定した。<sup>(4)</sup>前者の「大綱」は、第一に「緒戦以来今日迄ノ赫々タル戦果ニ依リテ占メタル政戦両略上ノ優位ハ現在ノ戦機ヲ捉ヘテ引続キ更ニ之ヲ拡充シ政戦略ニ亘ル長期不敗ノ態勢ヲ整フ」こと、第二に「長期戦完遂ノ為国家戦力カ涵養」すること、第三に「極力対『ソ』戦争ノ惹起ヲ防止スルニ勉」め、「対重慶施策ハ（中略）屈伏工作ヲ開始シマスルハ却テ逆効果ヲ生スルノ虞レカ大デアリマスルノテ別ニ定メラルル時機迄ハ之ヲ行ハサル」こと等を骨子とするもので、要するに戦争の将来を一層有利と判断して既得権益を拡充していこうということにほかならなかったのである。

後者の「判断」は、第一に米英の「大規模攻勢ヲ企図シ得ヘキ時機ハ概ネ昭和十八年以降ナルヘシ」とし、第二にソ連に対しては「米英ノ強要ニ依リテハ対日参戦ノ虞無シトセス」としながらも「現情勢ニ於テハ独り和平ノ可能性ナカルヘシ」として、ここ1～2年を戦果拡大のチャンスとみなす。さらに第三に重慶に対しては「米英ノ援蔣ルートノ遮断、枢軸側戦果ノ拡大其他米英『ソ』依存ノ頼ミ難キ情勢現出シ且我国力遙増スルヲ見ルニ至ラハ遂ニ其ノ抗戦体制ノ崩壊ヲ招来スヘシ」と甘い判断を下し、また第四にアメリカに対しては「一九四四年末期ニ至ル間其ノ軍備及軍需生産能力ハ飛躍的ニ上昇スヘシ」として、「大綱」の主張する戦果拡大の必要を支持するものであった。

こうした「大綱」および「判断」の戦果拡大政策をふまえて、具体的にはアリューシャン列島およびミッドウェー諸島進撃攻撃作戦がまず展開されていくことになる。

## (2) 戦局の転換・後退期

### ① 戦局転換と天皇の焦慮

日本の戦果拡大政策は、1942（昭和17）年5月7日のコレヒドール島占領、6月5日のミッドウェー海戦、同7日のキスカ島上陸、8日のアッツ島上陸などでまず開幕されるが、こうした太平洋進攻作戦をさらに促進・拡大していく上で、対中国戦線が依然として足枷であった。そのために天皇は、参謀総長杉山元に対して「なんとかして支那事変をかたづけることを考えないか。」と、太平洋・中国両戦線での兵力運用を俯瞰するかのよう<sup>(5)</sup>に適切な下問を行なうのである。これに対して杉山は「支那については、この際、北方の関係が許すならばなんとかしたいと研究中であります。（中略）兵力を集中して支那軍の屈服を図る必要があります」と対ソ関係を見計らったの対中積極作戦の強行という点で天皇と意見を一致させる。

しかしミッドウェー海戦では空母4隻を失うなど敗北を喫して漸く戦局の転換をもたらし、8月8日および24日の第1次・第2次ソロモン沖海戦を経て、10月26日にはガダルカナル島攻防戦で後退を余儀なくされる。こうした情勢の下で、9月3日に杉山が対中国四川作戦について上奏した際、天皇は、ミッドウェー海戦での敗北のあとだけに、「米軍増加の現情勢において、南方から兵力を引き抜いて可ないや」と兵力削減を心配しての的確な下問を行なっているが、これに対し杉山は「その問題は既に研究しあり、第十六師団など引き抜くが、なお第三十八、第四十八師団があり、近く独立守備隊を配置するつもり」であるという趣旨の苦しい答弁をさせざるを得なかったのである。<sup>(6)</sup>

ところがガダルカナル島は結局撤退せざるを得なくなり（12月31日大本営、撤退決定）、そのために天皇は、『『ガ』島、撤退ハ遺憾テアルカ今後一層陸海軍協同一致シテ作戰日昃ヲ達スル様ニセヨ実ハ『ガ』島ヲ取レタラ勅語ヲヤラウト思ッテイタ』と侍従武官長を通して間接的に杉山らの作戦の拙さを叱責し、<sup>(7)</sup>陸海軍の協力関係を促している。

1943（昭和18）年に入ると、1月31日にドイツ軍がスターリングラードで降伏するなどヨーロッパ戦線にも転換がみられるようになるが、太平洋戦線においても同2月1日にはガダルカナルの日本軍は遂に完全撤退するに至った。天皇も、この事態には相当堪えたとも見え、ニューギニア島ラエへの兵団輸送を失敗した旨の3月3日の上奏の際に、「何故直クニ『マダン』へ決心ヲ変ヘテ上陸シナカタノカ此度ノコトハ失敗ト言ヘハ失敗テアルカ今後ニ於ケル成功ノ基ニモナラハ却ツテ将来ノ為ニハ良イ教訓ニモナルト思フ将来安心カ出来ル様ニヤツテ呉レ」と小言を述べた上で「航空兵力ヲ増加シテ兵力ノ使用モ安全ナ所ニ道路ヲ構築シ状一状地歩ヲ占メテ考ヘテヤツテ呉レ今後『ラエ』『サラモア』カ『ガダルカナル』同様ニナラナイ様ニ考ヘテヤツテ呉レ『ガダル』ノ撤退カ成績カ良過キタノテ現地軍ニ油断アリシニ非スヤアトノ兵力ハ如何ニ運用ノ腹案ナリヤ」ときびしい下問を行い、総長に「今次敵航空兵力ノ実情ヨリ現状トシテハ『マダン』附近ノ飛行場ヲ充分ニ整備シ防空態勢及交通路ノ整備ヲ固リ聖旨ニ副フ如ク指導致度ト存シマス」と答えさせるなど、今後の巻き返し、<sup>(8)</sup>防空作戦等の徹底と慎重さを督促するのである。

しかし、5月29日にはアリューシャン列島アッツ島の山崎守備隊（2500人）が全滅して、戦果拡大政策の破綻が最早や明らかになって、天皇の焦りも一段と深まってくる。すなわち6月6日の「『アリューシャン』方面ノ情勢上奏ノ際御下問」で杉山参謀総長と次のような作戦計画上の議論を交わしていることで、<sup>(9)</sup>そのことが分る。

「御上 此度作戦計画ヲスクシナケレハナラナイコトハ遺憾テアルドウカ之カラ先ハ克ク見透シヨツケテ作戦ヲスル様ニ氣ヲ附ケヨ  
総長 洵ニ恐懼ノ至リテ御座リマス今後十分氣ヲ附ケテ参リマス  
御上 陸軍ト海軍トノ間ハシツクリ協同シテヤツテイルカ  
総長 全般的ニハ能ク協同シテヤツテ居リマス殊ニ参謀本部ト軍令部トノ間ハ克ク協同ノ実ヲ挙ケテ参ツテ居リマス出先ハ局部的ニ各々任務、立場ノ関係カラピツタリ行カヌ点カ無イテモアリマシタカ今後ハ中央出先ト

モノ一層注意ヲ致シマス

御上 米ノ戦法ハ常ニ我背後ヲ遮断シテ日本軍ノ裏ヲカク遣リ方カ從來屢々  
テアル今後トモ之等ヲ念頭ニ置イテ作戦スル様ニ

総長 今後一層努力シ最善ヲ尽シマス

」

以上にみられる天皇の発言は、アッツ島全滅や陸・海軍間の協力問題、アメリカの戦術に対する作戦指導等にわたっていたが、とりわけアッツ島全滅に端を発した焦慮は、6月8日にも「省官長ニ御漏ラシアリシ御言葉（武官長ヨリ総長ニ連絡）」と杉山メモに記されている発言で、一層きびしく各方面にわたる次のような叱責と督促、さらには作戦指揮の形にさえなつて再現した<sup>(10)</sup>。

「今度ノ如キ戦況ノ出現ハ前カラ見透シカツイテイタ筈テアル然ルニ五月十二日ニ敵カ上陸シテカラ一週間カカッテ対応措置カ講セラレ濃霧ノコトナト云々シテイタカ霧ノコトナトハ前以テ解ッテイタ筈テアル早カラ見透カツイテイナケレバナラヌ

陸海軍ノ間ニ本當ノ肚ヲ打開ケタ話合ヒカ出来テイルノテアラウカー一方カ元氣ニ要求シー一方カ無責任ニ引受ケテイルト云フ結果テハナカラウカ話合ヒカ苟モ出来タコトハ必ス実行スルト云フコトテナケレハナラヌ協定ハ立派ニ出来テモ少シモ実行カ出来ナイ約束（ソレハ『ガダル』作戦以来陛下カ仰セニナリシコト）ヲ陸海軍ノ間テシテ置キナカラ実行ノ出来ナイコトハ約束ヲシナイヨリモ悪イ

陸海軍ノ間軌轢カアッテハ今度ノ戦争ハ成立シナイ陸海軍カ真ニ肚ヲ割ッテ進メナケレハ…………

霧カアッテ行ケヌヨウナラ艦ヤ飛行機ヲ持ッテ行クノハ間違ヒテハナイカ油ヲ沢山使フバカリデ……斯ナ戦ヲシテハ『ガダルカナル』同様敵ノ志氣ヲ昂ケ中立、第三国ハ動揺シテ支那ハ調子ニ乗り大東亜圏内ノ諸国ニ及ホス影響ハ甚大テアル何トカシテ何処カノ正面テ米軍ヲ叩キツケルコトハ出来ヌカ

緬甸（ビルマ……筆者注）ハ陸軍カヤッテイルカ陸軍ハ負ケハセヌガ海洋ヲハドウモ陸軍ノカヲ出スヨウニナッテイナイ……杉山ハ海軍ノ決戦ヲ以テ今度

ノ戦ヲ『カバー』スル様ナコトヲ言ッテイタカアンナコトハ出来ハセヌ」

以上のような天皇のたたみかけるようなきびしい迫及は、作戦の早期見透しの樹立、陸海軍の協力体制、稚拙な作戦による資源の浪費、日本軍の敗北による友好国や中国への悪影響、そのための米軍撃破の必要性、杉山の作戦計画に対する批判等にわたっていたが、これに対して杉山は、これらのうち天皇が最も重視していたのは「米軍ヲ叩キツケルコト」だと受けとめたのである。まさに米軍撃破こそ、天皇の最大のねらいであった。

一方、この頃より天皇の発言に陸海軍の協力問題がしばしばみられるようになるが、それは戦局の不振とともに陸・海軍をはじめ国家諸機関の対立が顕在化しはじめてきた何よりの反映であった。つまり、欠しい資材や物資の獲得作戦をめぐる陸、海軍の対立、軍、官、財界間の利害の対立があらわれてきたのである。こうした事態に対処すべく、戦時行政特例法を1943（昭和18）年3月18日に制定して首相の権限を強化し、同11月にも企画院と商工省を廃止して軍需省を設置、首相、陸相兼任の東條がこのとき軍需相をも兼任して統制機構の一元化がはかられた。こうして翌1944（昭和19）年2月に天皇の強い意志によって東條独裁として実現する国務と統帥との一元化の前提条件が漸次形成されていったものと考えられる。

## ② 天皇の米軍撃破督励と絶対国防圏の設定

ガダルカナルのような敗北局面から6月9日の対中国梁山攻撃局面の上奏に移ると、天皇は一転してその成功に気嫌を良くして、「ナカナカウマクヤルネ『ニューギニア』方面ハ航空作成モ糧食弾薬ノ集積モ少シハ良クナッテイルカ此上トモ十分力ヲ尽シ道路構築モ此上トモ努力シテ何ントカシテ米ヲ叩キツケネハナラヌ尚東條カ『ニューギニア』作戦ニツイテ気合カ入ッテイナイ様ナコトヲ申シテイタカソウカ」と、ニューギニア戦線での米軍撃破を督促する。これに対して参謀総長杉山元は、「『ニューギニア』ハ『ラエ』、『サラモア』ヲ確保シ爾後ノ攻撃ヲ準備スル方針ニハ微動モアリマセヌ『マーシャル』群島ト『ビス



マルク』諸島ヲ確保シナケレハ海軍作戦ハ成立困難テアリマシテ之ハ海軍丈ノ問題テハアリマセヌ国防圈トシテ背水ノ陣テアリマシテ陸海共ニ是非之ニ努力邁進セネハナラヌト存シマス之カ為ニハ『ラエ』『サラモア』保持ハ絶対トナリマス『ラエ』『サラモア』確保ノ後『ニューギニア』全滅ヲ如何ニスルカハ更ニ作戦ノ推移ヲ見究メタ上御允裁ヲ仰キ度ト存シテ居リマスコノコトハ本日総理ニモ話シテ置キマシタ」と天皇の米軍撃破の要望にそう方向で回答し、さらに両者の間で次のようなやりとりがつけられた。<sup>(11)</sup>

「御上『ビルマ』ノ方モナカナカ良クヤルネ……………ナカナカ良クヤルカ今後雨季ニナツテカラ防空上ノ処置ハ十分ヤルダラウネ第三十一師団ハモウ着イタカ

総長 三十師団ハ毎日行軍ニ依リ前進ヲ続ケツツアリマス

御上 蘇聯ノ飛行機ノ件ハ『ソ』聯政府カヤラセタノテアラウカ

総長 ソンナコトハ無イト思ヒマス

御上 兎ニ角拡大セス様ニ間違ヒノ起ラス様ニセヨ一体米英カ要求シテラ蘇聯ハドウスルト思フカ

総長 景気カ良クナル迄ハ引ッ張ッテ置クト思ヒマス

すなわち、天皇はニューギニア戦線での米軍撃破の督促に次いで、ビルマ戦線の成功とその後の作戦に対する配慮やソ連の動き、対ソ戦略などについて、当然ながら対米戦争促進・撃破の立場からの意見を表明しているのである。

さらに7月14日には、マニラ、トラック諸島方面での戦線について戦況上奏の際に、天皇は「各方面トモ第一線ノ将兵ハ勇戦シテ戦果ヲ挙ケテイルノハ喜バシイ此上トモ十分戦力發揮ノ出来ルヨウニヤレ航空ノ拡充ニハ此上トモ力ヲ尽シ戦線ニ於テ持ッテイルカヲ十分發揮出来ルヨウニシヤル様ニ」<sup>(12)</sup>と上気嫌で激励し、戦意を鼓舞さえている。

ところが、8月5日に至って再びニューギニア方面での戦局の不振が伝えられると、天皇は「何レノ方面モ良クナイ米軍ヲピシャリト叩ク事ハ出来ナイカ」とか、「ソウヂリヂリ押サレテハ敵ダケテハナイ第三国ニ与ヘル影響モ大キイー

体何処デシツカリヤルノカ何処デ決戦フヤルノカ今迄ノ様ニヂリヂリ押サレルコトヲ繰返シテイルコトハ出来ナイノデハナイカ」とか述べて焦慮の色をあらわにし、「今度ハーツ今迄ノ様デナク米軍ニ“必勝ダ必勝ダ”ト謂ハセナイ様ニ研究セヨ」などと一転した不気嫌ぶりで米軍撃破のための決戦さえ督促するようになる。

さらに天皇は、「『シシリー』島ハ持テルト思フカ独乙ハ引続キ兵力ヲ入レルト思フカ」とか「独乙ハ北部伊太利ト云フカ ソウナルト『ルーマニヤ』ノ油田モ危イデハナイカ」とか述べて降伏間近かにせまったイタリア（9月8日イタリア降伏、バドリオ政権成立）についても心配し、そこから派生する資源問題<sup>(13)</sup>についても気配りしているのである。

そして8月8日に至り、ソロモン諸島ニューギニア方面の戦況不振が伝えられると、天皇の焦慮は遂にピークに達し、「局地的ニハ克ク戦闘ヲヤツテイルガ何処カテ攻勢ヲトルコトハ出来ヌカ」とか「航空ハ陸軍モ大分弱ッテ来タガ早くカヲツケルコトハ出来ヌカ」とかの下問を繰り返したあと、最後には吐き捨てるように「何ントカ叩ケナイカネー」<sup>(14)</sup>と、一種のヒステリー状態に陥っているのではないかとさえ思わせるような言葉を発して蓮沼武官長を困惑させている。

以上からも明らかなように、この時期の天皇の脳裡には戦争終結の意志など全くなく、さらには8月8日の下問のあとに武官長に対して、「次第二後ロヘ押シ退ケラレツツアリ何処カデガチツ叩キツケル丁面ハナイモノカ」とも語っているように、ただ米軍を「叩キツケル」ことのみが彼の脳裡を支配していたことは歴然たる事実であった。

天皇のこうした好戦的とも言える戦争遂行・撃破意欲に呼応して、9月30日には御前会議で、「今後採ルヘシ戦争指導ノ大綱」が決定され、これに対応する「世界情勢判断」が作成されたのである。すなわち、前者の「大綱」は、第一に「帝国戦争遂行上太平洋及印度洋方面ニ於テ絶対確保スヘキ要域ヲ千島、小笠原、内南洋（中西部）及西部『ニューギニア』『スンダ』『ビルマ』ヲ含ム圏

域トス」としているように、「絶対確保スヘキ要域」＝絶対国防圏を設定したことにより、第二に、そのためにはソ連に対して極力日ソ戦の惹起を防止すること、第三に、重慶政府に対しては「不断ノ強圧ヲ継続」すること、また第四に、国内体制としては「統帥ト国務トハ連繫ヲ益々緊密ニ」すること、および戦力増強、特に航空戦力の増強を必要とすることなどが主な内容であった。「国務ト統帥ノ連繫」強化については、天皇の強い意志で東條独裁として、のち具体化される。

後者の「世界情勢判断」では、「世界戦争ハ明年（1944年……筆者注）春夏ノ候ニ最モ熾烈化スヘシ」として、「大綱」の一層の戦力増強論を裏付ける役割を果たした。<sup>(10)</sup> こうして絶対国防圏を後退させながらも、国民をさらに一層破局と危機に陥れる戦争促進に拍車がかけていくものであったと言うことができよう。

註

- (1) 『杉山メモ』下22～3頁。
- (2) 『木戸幸一日記』下巻946頁。
- (3) 同上949頁。
- (4) 『杉山メモ』下64～71頁。
- (5) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 昭和十七・八年の支那派遣軍』33頁。
- (6) 同上50頁。
- (7)(8) 『杉山メモ』下（資料解説篇）18～9頁。尚、1942（昭和17）年12月から1943（昭和18）年8月にかけてのガダルカナル島撤退に関連した天皇の焦慮（注(7)～(15)）については、作戦課長であった真田穰一郎大佐の「真田日記」による証言にもとづくものである。
- (9)(10)(11) 同上20～2頁。
- (12)(13)(14)(15) 同上23～25頁。
- (16) 『杉山メモ』下473～4頁。

### III 降伏決定過程

#### (1) 近衛上奏文と天皇の対応

##### ① 天皇大権と東條独裁

「今後採ルべき戦争指導ノ大綱」一絶対国防圏の設定において、重要項目の一つとされた国務と統帥の緊密化については、1944（昭和19）年2月21日に東條首相（兼陸相、軍需相）の参謀総長兼任と嶋田海相の軍令部総長兼任とで一応実現した。その背景には、戦局不振という点に加えて陸、海兩軍の対立、統治機構の錯乱が顕在化してきたことをあげることができる。

しかし、その経緯をみると、参謀総長杉山元は当初は、「同意出来ない。統帥と政務とは伝統として一緒になってはいけない。これは伝統の鉄則である。陸相が総長を兼ねては政治と統帥とが混淆する。かくして統帥の伸長は阻害されるからである」と反対していた。これに対して東條は「陛下は私の心持を既に御存知です。総長が単独上奏をすれば、私は私の考えを覆さなければならない。何んとかして御同意を得られないか」と天皇の意向をもち出して説得に努めようとする。こうした東條と杉山の当然予想されるようなやりとりを経て、結局、杉山は東條の主張する天皇の了解事項という点で軟化せざるを得ず、最終的には直接天皇に対して「苛烈な大戦下の特例として陛下既にこの趣旨を御許し賜るやの御内意の由なるも、事の重大にして軍は勿論のこと、内外に及ぼす影響の甚大なるを克く御洞察冀しく、最早や御懿旨の既に決せられし後ならば致方も御座りませぬが、この場合に於ても、〃今次限りの特例、非常の処置であつて、決して常道でない旨〃を明確にさせていただきたい」旨の要望を述べるにとどまらざるを得なかった。つまり杉山も天皇の意志決定を知って統帥部を明け渡したのである。これに対し天皇は「お前の心配の点は朕もそう思った。東條にその点は確かめた。東條もその点は十分気をつけてやると申すから安心した。今お前もいう通り十分気をつけて非常の変則ではあるが、一つこれで立派にや

って行く様協力して呉れ」と諭して、戦争遂行のために挙国一致体制を固めることに天皇自らが事実上最終決定を下したのである。

ここにもみられるように、東條は天皇の支持によってこそはじめて首相、陸相、軍需相などを兼任の上にさらに参謀総長をも兼任することができ、嶋田海相の軍令部総長兼任と相まって国務を統帥に従属させる形で全権掌握＝軍部独裁を実現させることができたのである。換言すれば、天皇は戦争推進のために国務と統帥の一元化への強い決意を示して指導力を発揮し、東條独裁を許したのであった。

しかし同年6月15日の米軍によるサイパン上陸、同19日のマリアナ沖海戦での敗北、7月4日大本営によるインパール作戦失敗の追認、同7日サイパン守備隊3万人全滅などがつづき、これら一連の敗北によってすでに軍事的決着はついて日本の敗戦は決定的となった。たとえば、近衛文麿は木戸幸一にあてた7月2日の手紙に「サイパン戦以来、海軍当局は連合艦隊はすでに無力化せりといひ、陸軍当局もまた戦局全体として好転の見込絶対になしというに一致せるもの<sup>(2)</sup>の如し」と記しており、少くとも支配層からもこれ以上の戦争継続は全く無駄であるとみなされていたのである。

このような状況の下で7月13日に至ると、内大臣木戸幸一から東條に対して再び国務と統帥の分離、すなわち国務大臣と参謀総長および軍令部総長との分離、海相の更迭、重臣の入閣などが指示される<sup>(3)</sup>。このような木戸の行為は決して木戸個人の権限によるものでも自発的意志によるものでもありえず、同17日に東條が木戸に対して内閣の方針を説明した際に、「御上の御意向を承りたるを以って、統帥の確立、海相の<sup>(4)</sup>交迭は之を断行するに決し」と述べていることや、また同15日にも嶋田海相が永野元軍令部総長を訪ねて、「自分は御不信認<sup>(5)</sup>により職を去る」云々と述べていること、また近衛も同14日に千駄谷徳川邸において松平秘書官長と会見した際のことについて、「秘書官長いわく(東條が……筆者注)参謀総長の資格で拝謁を願い出た。その時、内大臣はいなかったので、全く知らなかったが、昨朝(十三日)、お召しがあり、陛下から総長の上奏を伺

い、陛下御自身が内府よりさらに一層強い御語調で、今の統帥は、此のままではいかぬから、これを確立せよ。なお、宮家からもその上奏があった。と仰せられたので、東條は恐懼して退出し、その晩、直ちに嶋田に辞職勧告をした。統帥確立のお思召に対し、自分は参謀総長をやめ、嶋田もやめさせます。統帥の現状を変え、さらに内閣の陣容も変えまして一路邁進致す決心であります。旨、上奏した後、内大臣とも会見して、この事を報告した。東條に対して統帥云々と言っても、結局それは全部不信任という意味であるのに、こういうふう(5)に考へるとは呆れる外ない」と日記に記していること、等よりみても明らかのように、それは天皇の意向、すなわち東條独裁体制に対する不信任の表明にはかならなかった。

かくて7月14日東條は参謀総長を辞任して後任に後宮淳次長を内奏するが、陸軍部内の反対で、17日に内奏を変更し、18日に梅津美治郎が任命される。また同17日には嶋田海相も辞職して後任に野村直邦が任命された。だが、米内、阿部、広田らの重臣が入閣を拒否したため、同18日東條内閣は総辞職に追い込まれる。このように2月に東條独裁という形で実現した国務と統帥の統一も、戦局不振という状況を背景として、再び天皇の強い意向によって東條内閣総辞職という形で崩壊せざるを得なかったのである。軍部独裁内閣も、絶対無比の権力者一天皇の意向の前には決して万能たり得なかったことがここにも明白であろう。

このように絶対国防圏防衛のための国内体制の中枢＝統帥一元化体制は破綻し、後継小磯内閣の下で1944（昭和19）年8月5日に最高戦争指導会議が創設されはしたが、この会議自体、大本営・政府連絡会議を廃止・改称したものにすぎなかった。

## ② 敗戦・責任問題の浮上

戦局の不振、国家中枢機関の改変がつづく中で、漸く重臣たちの間で敗戦による天皇の責任や退位問題が語り合われるようになってくる。たとえば、

1944（昭和19）年6月22日に東久邇稔彦は近衛を訪ねて次のように語っている。すなわち「悪くなったら皆東條が悪いのだ。すべての責任を東條にしょっかぶせるがよいと思うのだ。内閣が変わったら責任の帰趨がぼんやりして最後には皇室に責任が来るおそれがある」と。<sup>(6)</sup>6月24日には木戸幸一が近衛を訪問したときに、「戦局の見透しとしてむずかしき事」という点で意見が一致したとした上で、近衛は同日付の日記に木戸の考え方として、「いよいよ戦争中止と決定せる場合は、陸海官民の責任の塗り合いを防止するため、陛下が全部御自身の御責任なることを明らかになさせらるる必要ある事」と記している。<sup>(7)</sup>また、木戸に対する7月2日付の近衛の手紙では、「敗戦必至なりとは陸海軍当局の齊しく到達せる結論にして、只今日はこれを公言する勇氣なしという現状なり」として、「他の責任者出で戦争を継続する時は責任の帰趨不明となり、その結果は累を皇室に及ぼすべし」という懸念を述べている。<sup>(8)</sup>さらには、近衛は7月18日付日記に「内大臣官邸に木戸内府を任訪」したときの内府（木戸）の意見として、「艦隊決戦という手が一つ残されているが、戦局全体としてはほとんど絶望だ。敗戦の責任の塗り合いが陸海軍その他の間に起るだろう。そこで、陛下御自らすべての責任を背負いかぶられて、国内のこういう争いを押えられることが必要と思う」とも記している。<sup>(9)</sup>これについては、木戸自身が戦後の1951（昭和26）年10月17日の日記に、「陛下に御別れ申上たる際にも言上し置きたるが、今度の敗戦については何としても陛下に御責任あることなれば、ポツダム宣言を完全に御履行になりたる時、換言すれば講和条約の成立したる時、皇祖皇宗に対し、又国民に対し、責任をおとり被遊、御退位被遊が至当なりと思ふ」と記している点と符合している。<sup>(10)</sup>最早や敗戦は必至、天皇は戦争責任を負う必要があることを支配層自らが認めていたのであり、したがって、これ以上の戦争継続は支配層にとっても無意味だという認識で一致していたのである。

こうした重臣たちに共通した敗戦と責任問題に関する認識に対して、天皇は一種の錯乱状態に陥っていたようで、近衛が東條内閣総辞職直前の7月15日付の日記に「陛下は、此の頃、神経衰弱の御気味で、往々、非常に昂奮遊ばされ

る。高松宮殿下が何か御熱心に<sup>(11)</sup>上奏されると『無責任の皇族の話は聴かぬ』と仰せられたりする」と記しているように、まさしく精神的にも疲労困憊しきっていたのである。

しかし、その後同年8月3日テニヤン守備隊8千人全滅、同10日グアム守備隊1万8千人全滅、10月24日レイテ沖海戦敗北、11月24日にはマリアナを基地とした米軍の東京空襲、1945（昭和20）年に入って1月9日にはルソン島への米軍上陸、2月11日には対独戦完遂とソ連の対日参戦などを協定するヤルタ会談の開催などがつづく中で、さすがに天皇も「米軍はルソン島上陸を企画し、リングエン湾に侵入し来りしとの報告あり。此島の戦況は愈々重大となるが、其の結果如何によりては重臣等の意向を聴く要もあらんと思ふが如何」と木戸に質問するなど、<sup>(12)</sup>重臣たちの意見に耳を傾けざるを得ない気持ちになってきたようである。だが、一方では、細川護貞が天皇の様子について2月1日の日記に高松宮の談として「御上は防空壕中にて御生活にて、周囲には皇后陛下の外女宮のみにて、一切皇族を御近附け被遊ず、従って伏見宮殿下の如きも全く熱海に御引籠りにて参内なし、自分も今年になって一度拝謁しただけで、御話申したことはない」し、「むしろ申上げて勅勘を蒙る様ならはつきりするのだけれど、さう云ふこともあらせられず、唯御一人昂奮被遊てる様だ。（中略）皇后陛下や女官を相手に女官の服装等の御議論あり、その為未だ服制が決らぬと云ふこともあるらしい」などと記されているように、<sup>(13)</sup>敗戦必至という情勢の下で、やはり依然として天皇の心境の振幅は大きかったことが分る。しかし他方では、2月に入って総理大臣経験者の意見をきく話も具体化し、平沼騏一郎、広田弘毅、近衛文麿、若槻礼次郎、岡田啓介、東條英機らに各々単独に会って意見をきくことになる。かくて、同年2月14日に戦争終結の「御勇断」を勧める近衛<sup>(14)</sup>上奏文の上呈に至るのである。

### ③ 近衛上奏文と天皇の戦争継続決意

「敗戦は遺憾ながらもはや必至なりと存候。以下この前提の下に申述べ候」



ではじまるこの長文の近衛上奏文について以下要約すると、第一に、英米は国体の変革のことまでは考えていない、第二に、憂慮する必要があるのは敗戦によってむしろ起るかも知れない共産革命である、第三に、この共産革命から国体を守るために「非常の御勇断」（戦争終結決定）が望まれる、などという内容につきるものであったと言えよう。この内容のうち壊滅状態におかれた共産党や共産主義者たちが「共産革命」なるものを断行できるはずもないことは、当時の客観的情勢からみて明白である。したがって近衛たち支配層がひたすら脅え、神経質にならざるを得なかった真の相手とは、戦災と生活難という塗炭の苦しみに喘いでいた一般国民そのものであり、徘徊するかにみえた共産主義という亡霊だったにちがいない。事実、近衛がのちに天皇に対して、国民は「今や皇室をお怨み申上げる事態にさえなっております」と述べると、天皇も「全く御同惑にあらせられた<sup>(15)</sup>」と伝わっていることからそのことが言えるであろう。

しかし、同年1月18日には最高戦争指導会議で、フィリピン決戦を断念して敵の「本土上陸に際しては之を殲滅し皇土の蹂躪を許さず」とする本土決戦論（『今後採ルべき戦争指導大綱』および同19日決定「帝国陸海軍作戦計画大綱」）を天皇白ずから裁可しており<sup>(16)</sup>、したがって近衛上奏文に対しても天皇は積極的たりえなかったのである。

かくして、天皇は重臣中の重臣近衛文麿から上奏された戦争終結提言に対しても、ただ「梅津参謀総長は、日本が和を乞うときは、必ずや天皇制廃止を要求してくるが故に国体も危いと申しているが、この点をどう思うか<sup>(17)</sup>」とか、「我国体について、近衛の考えと異なり、軍部では米国は日本の国体変革まで考えていると観測しているようである。その点をどう思うか」とかを質問しているように<sup>(18)</sup>、まず何よりも国体のことが気がかりであった。それ故に国体の安泰のためには、結局「もう一度戦果をあげてからでないとか中々話は難しいと思う」と平然と<sup>(19)</sup>言っただけ、さらには「梅津及び海軍は、今度は台湾に敵を誘導し得ればたゞき得ると言っているし、その上で外交手段に訴へてもいゝと思ふ」と

言い切るのである。<sup>(20)</sup>そのため近衛は「御上は極めて素直に軍の上奏を御取り遊ばされ居る故、事態を夫れ程悲観遊ばされ居らぬ様にて心配なり」と零し、<sup>(21)</sup>また、天皇の言うような「そういう戦果があがれば、誠に結構と思われませんが、そういう時期がございましょうか。それも近い将来でなくてはならず、半年、<sup>(22)</sup>一年先では役に立たぬでございましょう」と逆に天皇を諫めてもいるのである。

結局、近衛上奏文に対する天皇の対応は、国体（天皇制）のことが一番心配なるが故に、その護持のために「戦果を挙げ」、そのあと外交手段による有利な条件で戦争終結にもちこむ、という点にあり、最終的には上奏文握りつぶしにほかならなかった。かくて、近衛も「日本は結局最後迄行くことになるかも知れないと思う」（傍点筆者）と匙を投げ出してしまわざるを得なくなる。<sup>(23)</sup>こうして天皇の身勝手な戦争終結論のために、その後3月17日には硫黄島2万5千人の守備隊全滅、4月1日の米軍の沖縄本島陸上で6月23日の同島守備隊9万人が全滅するまでだけで、一般国民10万人の犠牲を召くなど筆舌に尽せぬ犠牲者を出したのであり、この時期だけに限定しても天皇の戦争責任の重大性が消え去ることは決してあり得ないものである。

## (2) 国体護持と本土決戦論

### ① 義務兵役法と支配層の戦争「収拾」策

国体護持（天皇制存続）のために、「モウ一度戦果ヲ挙げ」てから有利な条件で和平したいという天皇の要望と、6月8日の天皇臨席による最高戦争指導会議決定の本土決戦方針（「今後採ルベキ戦争指導ノ基本大綱」）とにもとづいて、未だ沖縄戦の惨禍がつづく最中の同8日に第87臨時議会在召集され、同9日には本土決戦に即応する義務兵役法案が可決された。その内容は、15才以上60才以下の男子と17才以上40才以下の女子を国民義勇戦闘隊に編成するというもので、これにより少年から婦人に至る迄国民はすべて「本土決戦」、「聖戦完遂」、「一億玉碎」を唱えて戦うことが強制されることになったのである。

一方、この時期、支配層が戦争見通しについてどのように考えていたか、ま

ず6月8日に起草された木戸幸一の「時局收拾対策試案」によって、それをみておこう。<sup>(24)</sup>これによると「沖縄に於ける戦局の推移は遺憾ながら不幸なる結果に終るの不得止」とした上で、「御前会議々案参考として添附の我国力の研究を見るに、あらゆる面より見て、本年下半期以後に於ては戦争<sup>(マア)</sup> 推 行の能力を事実上殆ど喪失するを思はしむ」として敗戦必至を説き、「皇室の御安泰、国体の護持てふ至上の目的すら達し得ざる悲境に落ちることを保障し得ざるべし」と国体(天皇制)存続の危機を訴えて、そこで「天皇陛下の御勇断を御願ひ申し上げよう」という内容であった。ここで注目すべきは、近衛上奏文と同様に木戸も、ひたすら天皇の「御勇断」を要望していることであり、これからみても天皇が単なる立憲君主などではなかったことが明白である。こうして「御勇断」の結果としての和平交渉については、「蘇聯をして仲介の勞をとらしむるを妥当とす」というような方法であり、誠に身勝手な「試案」であることを吐露していたのである。つまり国体護持を至上目的にして、少しでも有利な条件で「時局收拾」するためには、一方では敗戦必至にもかかわらず国民に沖縄決戦や本土決戦を強要し、他方ではソ連依存の「時局收拾」を実現しようという魂胆なのであった。

この時点で天皇が「時局收拾」についてどのように考えていたのかを次に検討しておこう。まず本土決戦のために捨石視されたと言える沖縄戦が「玉砕」で終わった6月21日の翌日に開催された最高戦争指導会議構成員の懇談会席上において、天皇は「先般の御前会議決定(本土決戦、義勇兵法など……筆者注)に依り飽く迄戦争を継続すべきは尤ものことなるも亦一面時局收拾につき考慮することも必要なるべし」として、即時終戦に決すべきところを一方で戦争継続、他方で「時局收拾」などと沖縄への反省もほとんどなく、きわめて無責任なことを述べている。この天皇の「御言葉」をきかされた者の覚書でも、「先日の会議で飽くまで本土決戦をやることに決ったのはもつものことであるが、一方時局の收拾についても考えなければならぬと思う」とほぼ天皇発言と同じ内容を記しており、また木戸幸一も、1950(昭和25)年4月17日の巢鴨拘禁所

での談話で「陛下は実の処1945年の初頭には、木だ軍備を撤廃される位ならば戦争を継続する外ない位のお考への様であった。武装なき国家となってしまつては国家自体の存続が出来まいと云うような御心配を往々洩らして居られた」(傍点筆者)と記しており、<sup>(7)</sup> こうした証言によつても天皇が本土決戦を本気で考え、「一億玉砕」を国民に強要することについては、何のためらいもなく当然視していたことが明白である。つまり、天皇の考える「時局収拾」とは、木戸と同様に至上目的の国体護持を少しでも有利な条件にもちこむために、すでに沖縄で30万人近い犠牲者を出しながら、その上に本土決戦という国民を「一億玉砕」の犠牲に供し、しかもソ連の仲介依存という、きわめて冷酷な策略にほかならなかつた。ここに、国民の生命の安全・保護などという考えはほとんど脳裡にはない、冷淡きわまりない天皇の実像が浮びあがってくるのである。こうして、7月10日に最高戦争指導会議でソ連に終戦斡旋依頼のために近衛文麿の派遣が決定され、同13日には斡旋をソ連に申入れるが、同18日にはソ連からあっさり拒否されて、この策略はあえなく頓挫するのである。

国体護持至上目的の「時局収策」の方途を失つた日本に対して、6月下旬からマリアナ基地発進のB29をはじめ、沖縄・硫黄島発進の爆撃機による中小都市攻撃が行われ、7月10日以降に至ると米機動部隊による日本各地への空襲が行われはじめた。このような事態に至つても、天皇をはじめ支配層の中には無条件で戦争終結させる考えなど、ほとんどなかつたといつてよい。たとえば、木戸幸一の7月25日付の日記に再度、天皇と「時局収拾」を論議した内容について記しているが、これによると「真剣に考へざるべからざるは三種の神器の護持にして、之を全ふし得ざらんか、皇統二千六百有余年の象徴を失ふこととなり、結局、皇室も国体も護持し得ざることとなるべし。之を考へ、而して之が護持の極めて困難なることに想到するとき、難を凌いで和を講ずるは極めて緊急なる要務と信ず」<sup>(8)</sup> とするにすぎず、したがつて「和を講ずる」こととは、天皇制存続のためという国民不在の目的にこそおかれていて、国民の惨禍などは全く視野の外でしかなかつたことが明らかである。

## ② ポツダム宣言受諾過程

以上みてきたように国体護持の一点に凝り固った天皇や支配層に、7月26日、日本の無条件降伏を要求するポツダム宣言がつけつけられるに至った。しかし、日本の支配層にとっては天皇制維持が否定されるかも知れない無条件の降伏など、直ちに受諾できるはずもなく、以降きわめて非人道的な過程がさらに繰りひろげられていくことになる。それは、まず7月28日鈴木首相が記者会見を行い、ポツダム宣言の「黙殺」と「戦争完遂に邁進する」との談話を発表したことにあらわれる。連合国側が当然ながら、これを「拒否」と受けとり、かつソ連の発言権を封じるために、この「拒否」を口実にして8月6日広島に、8月9日には長崎にそれぞれ原爆投下を強行したことはすでに周知のところである。この語り尽せない惨禍に対して、天皇は戦後に至っても「原子爆弾が投下されたことに対しては遺憾に思っていますが、こういう戦争中であることですから、どうも、広島市民に対しては気の毒であるが、やむを得ないことと私は思っています」(1975年9月8日NBC放送)と暴言を吐いて、国体護持の見通しがつくまで終戦を引き延ばした自らの責任を完全に棚上げし、非人道的な戦前的感覚で戦後も生きつづけていたことを自ら国民の前に告白してみせた。

8月9日の長崎被爆直後に開かれた御前会議では、さすがに「聖断により外務大臣案たる皇室、天皇統治大権の確認のみを条件とし、ポツダム宣言受諾の旨決定」<sup>(29)</sup>したが、翌10日に天皇は木戸に対して、ポツダム宣言を受諾した理由について次のように述べており、注目されるべきところである。<sup>(30)</sup>

「本土決戦本土決戦と云ふけれど、一番大事な九十九里浜の防衛も出来て居らず、又決戦師団の武装すら不充分にて、之が充実は九月中旬以降となると云ふ。飛行機の増産も思ふ様には行つて居らない。いつも計画と実行とは伴はない。之でどうして戦争に勝つことが出来るか。勿論、忠勇なる軍隊の武装解除や戦争責任者の処罰等、其等の者は忠誠を尽した人々で、それを思ふと忍び難いものがある。而し今日は忍び難きを忍ばねばならぬ時と思ふ。明

治天皇の三国干涉の際の御心持を偲び奉り、自分は涙をのんで原案に賛成する。」

換言すれば、天皇の言うポツダム宣言の受諾理由とは、まず大皇大権が保持されることを絶対の前提にして、第一に、日本の軍隊が戦争能力を喪失したために本土決戦が不可能になったことによるというものであり、第二に、その場合も「明治天皇の三国干涉の際の御心持を偲」ぶこと、すなわち臥薪嘗胆という、かの復讐を誓っての受諾というきわめて陰険なものであり、また戦争能力が多少とも残存していた場合には、国民の生命などお構いなしの本土焦土作戦すら辞さないというものであった。

翌11日になると、新聞各紙は情報局の国体護持談話と阿南陸相の全将兵への断固抗戦訓示とを掲載するが、これは8月9日の最高戦争指導会議後の閣議におけるポツダム宣言受諾条件をめぐって、鈴木首相、東郷外相、米内海相らの国体護持だけの1条件論と阿南陸相、豊田軍令部総長、梅津参謀総長らの4条件（1. 国体護持、2. 日本側による軍隊の自主的武装解除、3. 自主的戦犯処罰、4. 本土占領の規模縮小）論との対立状態を図らずも国民の前に晒け出したものであったと言えよう。両者ともに国体護持で共通している点に加えて、この段階に至っても、阿南らが断固抗戦訓示を行っているところに支配層の非人道的対応のきわみがある。

しかし8月12日に到着した連合国側の回答公電は、「天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かるるものとす」という内容で、天皇制存続については直接<sup>(31)</sup>触れてはいなかった。そこで翌13日には最高戦争指導会議のメンバーをはじめ支配層の間で、木戸の日記に「何れも国体護持の一点に於ては一致せるも、見透と手段を異にせるなり」と記されているような天皇制の措置についての不安が再び<sup>(32)</sup>浮上し、紛糾が起るようになったのである。

だが8月14日当日には、すでに「敵飛行機は聯合国の回答をピラにして撒布<sup>(33)</sup>しつつあり、此の情況にて日を経るときは全国混乱に陥るの虞あり」という末

期的状況にあるとの支配層の憂慮と、同日開催された御前会議における天皇の次のような発言、すなわち「自分ノ非常ノ決意ニハ変リナイ 内外ノ情勢、国内ノ情勢彼我国内戦力ヨリ判断シテ軽々ニ考ヘタモノデハナイ 国体ニ就テハ敵モ認メテ居ルト思フ毛頭不安ナシ 敵ノ保障占領ニ関シテハ一沫ノ不安ガナイノデモナイカ戦争ヲ繼續スレハ国体モ国家ノ将来モトクナル即チモトモ子モナクナル 今停戦セハ将来発展ノ根基ハ残ル 武装解除ハ堪ヘ得ナイカ国家ト国民ノ幸福ノ為ニハ明治大帝カ三国干渉ニ対スルト同様ノ気持ヲヤラ子バナラヌドウカ賛成シテ呉レ 陸海軍ノ統制モ困難デアラウ 自分自ラ『ラヂオ』放送シテモヨロシイ 速ニ詔書ヲ出シテ此ノ心持ヲ伝ヘヨ」とする国体護持への確信とも相まって、結局「万止むを得ず」ポツダム宣言受諾の「聖断」に至ったのである。

このときの天皇発言については、高木惣吉元海軍少将も日記に次のように記しており、概ね一致している。<sup>(35)</sup> すなわち「他に意見がないならば私が意見をいう。卿等はどうか私の意見に賛成して欲しい。私の意見は、去る九日の会議で示したところと少しも変らない。わが問合せに対する先方の回答は、あれでよろしいと思う。天皇統治権に対し、疑問があるように解する向きもあるが、私は外務大臣の見解通りに考えている。私の戦争終結に対する決心は、世界の大勢と、わが国力判断によっている。私自らの熟慮検討の結果であって、他から智恵を付けられたものではない。皇室と国土と国民とがある限り、将来の国家生成の根幹は十分であるが、彼我の戦力を考え合せるときは、この上望みのない戦争を続けるのは全部を失う惧れが多い」と。つまり天皇の「戦争終結に対する決心」とは、天皇統治権について「外務大臣の見解通りに考え」て国体護持確信論にあることを前提にし、「世界の大勢と、わが国力判断によっている」ことであって、危機に瀕する国民の生命や生活が中心ではなかった。

さらに敗戦直後の1945（昭和20）年9月9日付の皇太子明仁あての天皇の手紙によれば、<sup>(36)</sup> 戦争をやめた理由について「戦争をつづければ三種神器を守ることも出来ず、国民を殺さなければならなくなったので、涙をのんで国民の種を

のこすべくつとめたのである」としているように、三種の神器を守ることに最大の関心をおき、国民については単に「国民の種をのこす」手段ぐらいにしか考えてはいなかったのである。

以上のようなポツダム宣言受諾過程に示されるように、最後の土壇場に至るまで国民の計り知れない悲惨な状態などはほとんど度外視され、ただ国体の護持と天皇および支配層たち自らの身の安全だけがまずは問題にされつづけて、そのまま降伏決定に至ったことが、歴然たる歴史の真実である。

註

- (1) 『杉山メモ』下(資料解説篇) 28～31頁。尚、木戸も杉山の参謀総長辞任による統帥一元化の理由について、2月18日の日記に「昨今、マーシャル、トラックに対する敵の反攻作戦に対する我戦況の不利並に同方面の配備の現状より見るとき、容易ならざる実情」にあることをあげている(『木戸幸一日記』下巻1089頁)。
- (2) 『近衛日記』33頁。
- (3) 『木戸幸一日記』下巻1116～8頁。
- (4) 同上1120頁・1118～9頁。
- (5) 『近衛日記』72～3頁。
- (6) 同上10～11頁。
- (7) 同上14～4頁。
- (8) 同上33～4頁。
- (9) 同上48頁。木戸幸一の日記には7月8日のことを、10時すぎに「官邸に至り、近衛公と現下の政情を中心に懇談す」とのみ記されている(『木戸幸一日記』下巻1115頁)。
- (10) 『木戸幸一日記(東京裁判期)』133頁
- (11) 『近衛日記』76～7頁。
- (12) 『木戸幸一日記』下巻1164頁。
- (13) 『細川日記』348～9頁。
- (14) 富田健治『敗戦日本の内側』217～20頁に近衛上奏文の全文が掲載されているが、木戸による同上奏文要旨と「時局に関スル重要奉答録」については、『木戸幸一関係文書』参照。



- (15) 高木惣吉『高木海軍少将覚え書』115頁
- (16) 外務省『終戦史録』上巻144～5頁および『戦史叢書 大本營陸軍部く9・く10』
- (17) 富田健治前掲書220頁。
- (18) 藤田尚徳『侍従長の回想』64頁。尚、「重臣奉答録」については『木戸幸一関係文書』参照。
- (19) 天皇は、同年2月に中村俊久侍従武官にも、「この戦争は頑張れば必ず勝つと信じているが、国民がこれに堪えられるだろうか」と語ったと言われている（秦郁彦『裕仁天皇五つの決断』53頁）。
- (20)(21) 『細川日記』354頁。
- (22)(23) 富田健治前掲書220頁。
- (24) 『木戸幸一日記』下巻1208頁。
- (25) 「高木秘録」（『終戦史録3』112頁）。
- (26) 辰己亥子夫「終戦覚書その3」（『終戦史録3』119頁）。
- (27) 『木戸幸一日記（東京裁判期）』441頁。
- (28) 『木戸幸一日記』下巻1220頁。
- (29)(30) 同上1223～4頁。
- (31) 『終戦史録』下巻642頁。
- (32)(33) 『木戸幸一日記』下巻1225～6頁。
- (34) 参謀本部『敗戦の記録』290頁。
- (35) 高木惣吉「終戦覚書」（『現代教養全集18 敗戦の記録』368頁）。
- (36) 橋本明「皇太子に宛てた『天皇の手紙』」（『新潮45』1986年5月号）

## むすびにかえて

太平洋戦争との具体的ななかかわり合いにおける天皇裕仁の実像とはどのようなものであったか。まず第一に、開戦決定過程においては、4回にわたる御前会議を重ね、一方では中国侵略についてはすでにこの時点で積極的に推進を指導していたのに対し、他方では、米英を相手に開戦することへの不安を示しながらも会議を重ねるごとに確信をもつようになり、最終的にはまさしく大元帥陛下として開戦決定を下すに至った。第二に、開戦後の戦争推進過程においては、政治と軍事への天皇の関与が一層増幅していく過程でもあった。まず当初の戦果拡大期には勝利に歓喜する天皇の姿が作戦指揮などを通して浮き彫りになったが、後退・敗北期に一転すると、アメリカを「タタキツケルコト」の一念に焦慮する好戦的な天皇こそ、たがうことなき歴史の実像であることが明白になった。そして第三に降伏決定過程に至ると、国体護持のために有利な条件にもちこむ必要上、重臣をはじめ支配層の間での敗戦必至論が大勢を占めた段階でも、尚戦争継続に固執し、国民の生存などお構いなしの本土決戦をも辞さないという冷淡な天皇の姿が浮びあがってきたのである。以上の諸過程は、天皇賛美論者が強調するような、平和主義者で国民のために「御一身を顧みず」といった天皇の姿など、どこを探しても存在しないことを物語っている。

ところで、天皇賛美論でよく引き合いに出されるのは、1945年9月27日のマッカーサーとの会見での天皇の発言とされる次のような内容である。<sup>(1)</sup>すなわち「私は、国民が戦争遂行にあたって政治的、軍事両面で行ったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁決にゆだねるためおたずねした」と。しかし、これについてはきわめて大きな疑問がある。その理由は、まず第一に、会見内容が非公開であり、また会見の通訳を務めた奥村勝蔵の会見記録の中には、<sup>(2)</sup>そのような天皇の発言とされる部分が全くないからである。若し仮りに天皇の発言が事実とした場合には、天皇自ら戦争責任を認めたことにもなり、またマッカーサーとの会見の2日後にあたる

木戸の9月29日付の日記に「午前十時、御召により拝謁す。天皇に対する米國側の論調につき頗る遺憾に思召され、之に対し頬被りで行くと云ふも一つの行方なるが、又更に自分の真意を新聞記者を通して明にするか或はマ元帥に話すと云ふことも考へらるが如何、との御下問あり」と記されているような天皇の発言内容と大きく矛盾するのである。<sup>(3)</sup>つまり自らの責任を「頬被りで行く」とするような天皇が、私自身を「ゆだねるためおたずねした」とするのは、どうみてもそこには整合性がない。開戦決定から戦争推進、そして降伏決定の諸過程の中で示された天皇の太平洋戦争とかかわる具体的な言動にみられる真実の姿に照らし合わせてみれば、そのことはさらに一層明瞭となるであろう。したがって、マッカーサーとの会見での天皇発言なるものは、天皇裕仁の死去に際して、竹下首相が「大行天皇には、世界の平和と国民の幸福とをひたすら御祈念され、日々実践躬行してこられました。お心ならずも勃発した先の大戦において、戦禍に苦しむ国民の姿を見るに忍びずとの御決意から、御一身を顧みることなく戦争終結の御英断を下された」と賛美して、歴史の真実を抹殺するきわめてイデオロギッシュな「謹話」なるものを捏造したのと、ほとんど異口同音の類であると言わなければならない。

ところで、何故われわれが戦前の天皇と天皇制を問題にするのかについての理由を若干述べておきたい。それは、一つには、戦前天皇制を立憲君主制とみなし、したがって天皇も立憲君主（戦争責任に関して言えば、國務大臣の輔弼責任があり、天皇は立憲君主として行動した）<sup>(4)</sup>として免罪する見解などと呼応して、戦後も立憲君主制であり象徴天皇であって、戦前・戦後には余り大きな隔りもなく連続しているとする見解が、一定の影響をもつて横行しはじめているからである。その代表的な一人でもある上山春平氏は、「戦前戦後、明治憲法と昭和憲法体制との間に、額面ほどの断層はあるまいと思います。君主も続いていますし、立憲の事実も続いています、国会も断層なくして次の国会が召集され、その国会で日本の詔勅のもとに出された政府案が審議されたということ、<sup>(5)</sup>私はフォーマルに見ても、そこに断続はなかったと見るわけです」と述

べているように、主権の帰属主体など度外視した戦前・戦後連続説に立っている。しかし、よく注意してみると、この説によれば戦前＝天皇主権（元首）だから、戦後＝天皇元首とすべきだという議論が可能になってくる。事実、戦後天皇＝元首論を唱える政府高官の意図的な発言が度々きかれるようになってきたことと無縁ではない。主権在君の戦前体制を否定したはずの戦後主権在民の民主主義が、ここに形骸化され、さらには否定されかねない危機に立っていると言わざるを得ないのである。

天皇裕仁自身も、1975年9月20日のニューズウィーク誌のインタビューで、記者が「陛下の戦前と戦後の役割を比較していただけますか」と質問したのに対し、「精神的には何らの変化もなかったと思っています。私は常に憲法を厳格に守るよう行動してきた」と述べて連続論を強調しているし、翌21日の外国人特派員に対して、日本人の価値観に関連して「広い観点からみるならば、戦前と戦後の変化があるとは思っていません」とした上で、「日本の民主主義の基盤は、明治時代の初期にさかのぼるものです。わが国の旧憲法は、明治天皇の『五箇条の御誓文』に基づいていました。私はこの五箇条が日本の民主主義の基盤であったと信じています」と言い切って、ほとんど戦前体制への反省がないことを自ら暴露している。こうした戦前・戦後連続論は、天皇の重体・死去をチャンスとして戦前・戦後の天皇＝平和主義者論を振り撒いて賛美し、それによって天皇元首論をさらに促進させようとする勢力を勇気づける役割を果たしているのである。このような策動は、新天皇明仁に代替わりしても不変であり、否、一層強まっていく情勢にさえあるとみななければならないであろう。

したがって、天皇と天皇制の問題は、以上のような天皇元首化への策動に対する民主主義擁護の立場からも、また歴史の真実に対する究明がいついかなるときにおいても推進されなければならないとする立場からも、また天皇は死去しても戦争責任からは永遠に免れ得ないとする立場からも、さらに一層継続されていかねなければならないわれわれの課題であろう。

注

- (1) マッカーサー（津島一夫訳）『マッカーサー回想記（下）』142頁。
- (2) 会見記録については、児島襄による紹介（『文芸春秋』1975年11月号）を参照のこと。
- (3) 『木戸幸一日記』下巻1238頁。
- (4) たとえば、伊藤隆「昭和期と大皇の政治的役割」（1989年1月8日付朝日新聞）や1989年2月14日参院内閣委員会での味村法制局長官の答弁。
- (5) 「日本史の中の天皇」（『中央公論』1988年11月号）